

災害救援本部通信

No.11

発行日：2013年4月1日
発行所：真宗大谷派宗務所
(組織部)
発行人：災害救援本部長
岩坂賢龍

東日本大震災救援金についてのお願い

救援金について、引き続き皆さま方のあたたかいご支援を重ねてお願い申し上げます。

座 〈郵便振替口座番号〉01030-4-2244
〈加入者名〉東宝十☆活字郵便局(封筒会)

表替用紙の通信欄に「東日本大震災救援金」と明記くださるようお願いいたします

東日本大震災から2年

故郷の復興と暮らしの再建を願って①



閑散とした仮設住宅。でも人がいる。生きている。(仙台市内・2013年2月)

震災から一年

故郷とは、そこに住む者、あるいは住んでいた者にとつては、好む好まざるを越えて自分のアイデンティティーであり、歴史であり、文化であり、自身の原点であるとも言えるほど尊いものである。あの日の「大津波は、南北400kmにも及ぶ東北沿岸部各地のかけがえのない故郷をめちゃくちゃにした。あれから2年。この丂日は「復興」という言葉からはあまりに短すぎて、いまだ暮らしの再建のめどが立っていない多くの方が、仮の暮らしを余儀なくされたり、故郷に戻れないまま故郷以外の慣れない土地での暮らしを強いられたりしているのである。それはあの時せっかく助かったいのちであっても、「あの時、一緒に流されればよかつた」と信じがたい言葉をこぼす方がいるほど、先行きがまったく見えない将来への不安が常に付きまとつという現実に置かれたままなのである。

んな大きい木までも持つていって家族も持つていった。息子と孫は一緒に仕事をしていて車で津波から逃げようとしたときに飲まれたんだ。孫は4日後に見つかって、息子は瓦礫の下から見つかった。その間、ご飯も食べずにお腹減ってただろうな。しようがないことなんだ。けどな、あんな津波が来るとは思わなかつた。避難所で自分の家族の無事を祈つて待つたんだ、でも来なかつた。今もお線香上げるけど忘れられないんだ。もう、今日でも明日でも死んだほうが良い。だって何もないから。でも嫁さんの裏にいて助かって良かった。(2012年11月24日山元・仮設80代女性／「足湯」のつぶやきより※)

あると思う。まだ道のりは相当長そうだが、特に注視しなければならないのは、孤独死である。18年前の阪神・淡路大震災では3年目が最も多かった。震災の風化と忘却で寄り添う者がいなくなる時期に重なるからだと考えられる。今、被災地で何が起きているのかにきちんと向き合いい続け、決して絶望する者を出さないことが、私たちの責務だと考へている。(続)



112回にわたる足湯の提供

特定非営利活動法人
レスキューストックヤード
代表理事 栗田暢之

組織部非常勤嘱託・
岐阜教区第11組仁成寺候補衆徒



今 被災地のアフターフォローアップ

～帰れない我が家～

・現地復興支援センター

現在、被災三県を中心に約900団地(約52,000戸)の仮設住宅が建設されている。そして、震災から2年を経た今も、被災者の多くは仮設住宅に残ったままである。仮設住宅に残る住民は高齢者だけではない。若い夫婦や、子どもたちの姿も多い。阪神大震災の時と比較すると、自宅への帰還が進んでいないのではないか、という印象はぬぐえない。このことから、被災地の正確な事情が伝わらない他府県においては、仮設住宅に住み続ける住民への批判的な意見も少

なくない。しかし、被災地の現実を知れば、沿岸部の被災者は、たとえ経済力があり、仮設住宅を出る意思があつても、今はまだ、かつての“我が家”に帰れないことを理解していただけたと思う。

閑上地区の復興に向けた選択と災害危険区域指定

仙台市の南、名取市閑上(ゆりあげ)地区の例を紹介する。一般に沿岸部被災地区の宅地復興プロセスは、居住地を安全地帯へ移



嵩上げ事業を体験する盛り土

す『高台移転』と、震災時の居住地の安全性を高める『大型防潮堤建設』に大別される。

閑上地区は後者である防潮堤の内側での復興を選択した。その背景には、集団移転には様々な困難が想定されたこともあるが、閑上地区の独自の歴史や産業は、集団移転により消滅することが意識されるようになったからだ。もし私たちが日常の中で、歴史と命の危険、どちらが重要なのか、と選択を迫られたら、迷わず命を選択するであろう。しかし、実際に自分たちの歴史の消滅を迫られた閑上地区住民は、簡単には答えが出せなかつた。議論の結果、集団移転計画を併用しつつも、閑上地区は“元の場所”での復興を決定する。そして安全と安心を確保するため、『大型防潮堤(7m)』の建設と『元の宅地エリア全体』の5mかさ上げ事業を復興計画として決定した。

この決定と同時に、「名取市平成23年東日本大震災に伴う災害危険区域の指定に関する条例」が公布・施行され、被災地区が災害危険区域に指定された。災害危険区域に指定されると、住宅の建設は禁止される。つまり、閑上地区の被災者は、この復興事業が完成する

まで元の場所には帰れないことを意味する。復興事業の完了には、数年を要する、と言われている。

長期的な復興事業と仮設住宅

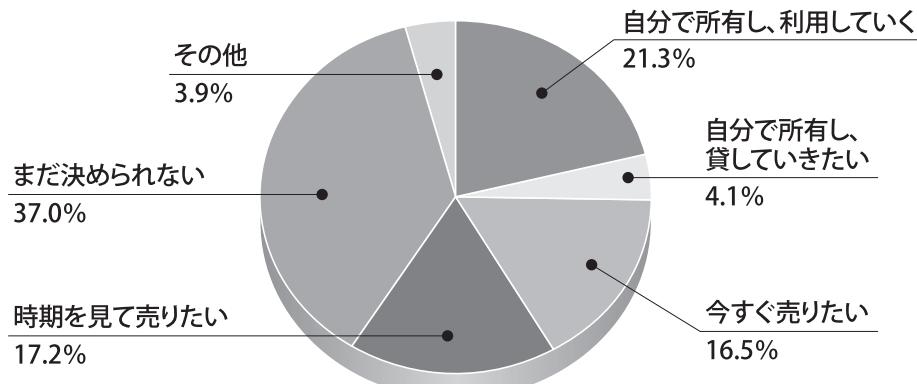
閑上地区の例は、防潮堤の建設に宅地のかさ上げ事業を伴うという特に大規模なものではある。しかし岩手県、宮城県、いずれの被災地域においても高台移転、防潮堤の建設など長い時間を必要とする復興事業が議論され計画されている。自主再建の道もあるが、限定的な補助しか受けられない。経済的なダメージが残る多くの被災者は、復興事業の完成まで、仮設住宅を出られないのである。

“かつての我が家”への帰還

最後に、福島県においては、さらに放射能汚染の問題が追加され、それぞれの市町村の復興計画さえ、ほとんど白紙の状態である。被災者は、仮設住宅からの“かつての我が家”への帰還を計画できないどころか、断念さえささやかれ始めている。

閑上地区意向調査結果(概要)報告

平成24年2月閑上地区の土地利用方針などの基礎資料とするため、被災市街地復興土地整理事業によるまちづくりを予定する区域内に土地を所有している方、居住していた方などを対象に、将来の土地利用の意向、住まいに関する考え方などについて、意向調査をさせていただきました。その調査結果の概要について報告します。



●対象数／2364票
●回収数／1286票(平成24年2月29日時点) 回収率約54%

【名取市復興だより(第4号)より抜粋】

「現地復興支援センター」ホームページ

<http://fsc.higashihonganji.or.jp>

ホームページ内のブログでは、最新の現地復興支援センターや各教区のボランティアの活動日誌について随時掲載し、被災者の方々に対する支援活動をお知らせしています。

当派の寺族、門徒、関係学校在学生又は卒業生であって、東日本大震災へのボランティア活動を希望される方で、現地復興支援センターのサポートを希望される方は、センターまでお問い合わせください。



被災者の方々へ飲料水を提供ください

宗派では、原発事故により様々な不安の中で生活されている方々に飲料水の提供を行っております。

この取り組みを通じて、少しでも被災者の不安が解消され、そして被災地とつながり続けていけるよう歩みをすすめてまいります。

引き続き、全国のご寺院・ご門徒の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

提供方法

飲料水(1本あたりの内容量や規格については問いません。)を直接「現地復興支援センター」(下記参照)までお送りください。

なお、提供いただく際の費用につきましては、大変お手数ですが、各位でご負担いただきますようお願いいたします。

ご協力を
お願いします



東日本大震災「現地復興支援センター」

〒983-0803
宮城県仙台市宮城野区小田原1丁目2番16号 [仙台教務所内]
TEL:022-297-0075 FAX:022-297-2827